

令和5年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療
保険料の減免に関する条例

令和5年7月5日

福島県後期高齢者医療広域連合条例第8号

(趣旨)

第1条 東日本大震災及び原子力災害による被災者の納付すべき令和5年度の福島県後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免については、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による災害をいう。
- (2) 原子力災害 東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害をいう。
- (3) 避難指示区域等 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項又は原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の設定に係る原子力災害対策本部長が避難を指示する区域をいう。
- (4) 被災者 平成23年3月11日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域に住所を有していた被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。）をいう。
- (5) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。

(保険料の減免)

第3条 福島県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する被災者（解除・再編された地域を含む。）に対し、当該各号に定めるところにより、保険料の全額を減免する。

- (1) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った者
- (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となった者。ただし、令和元年度末までに設定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当する場合にあっては、保険料の減免は行わないものとする。
- (3) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居に居住していたことにより避難を行った者。ただし、令和元年度末までに住居の特定が解除された被災者であって上位所得層に該当する場合にあっては、保険料の減免は行わないものとする。

（保険料の減免の適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表左欄に掲げる事由に該当する被災者については、同表右欄に掲げる割合により減免する。

事由	減免割合
平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当しない者	10分の5
令和4年4月1日から令和5年4月1日までに避難指示区域等の指定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当する者	令和5年4月から同年9月までの分の10分の10

（減免の申請）

第5条 前2条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限7日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する

書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ない事情があると認める場合は、その期限を別に定めることができる。

- (1) 被保険者の氏名及び住所
 - (2) 減免を受けようとする保険料
 - (3) 減免を必要とする理由
- (減免の決定)

第6条 広域連合長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかに調査の上減免について決定し、その結果を当該申請書を提出した者に対し通知するものとする。

(減免事由の消滅の申告)

第7条 前条の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(減免の取消し)

第8条 広域連合長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なくその者に係る保険料の減免の決定を取り消すものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。